

グローバルに要請が強まる 「再建・破綻処理計画」の実効性向上

「訓練」の重要性を認識せよ 適用対象拡大の可能性に留意し、

2023年の米国地銀の破綻や欧州G-SIBs間の救済合併を受けて、再建・破綻処理計画（RRP）に対する注目がグローバルで高まっている。米欧当局の監督ではRRPフェーズの訓練を重視しており、金融機関も訓練の実施を通じてリスク管理態勢の高度化を図っている。また、RRPの適用対象先が広がっている点も、グローバルのトレンドとして重要である。本稿では、こうした米欧の当局や金融機関の動向にフォーカスを当てながら、本邦金融機関への示唆について解説する。

RRPに対する 注目の高まり

2008年の金融危機以降、グローバルな金融システム上重
要な銀行（G-SIBs）の株

序立った破綻処理を進めるべく、
各国当局は再建・破綻処理計画
（Recovery and Resolution
Plan＝RRP）の態勢整備をG
-SIBs等に求めてきた（注1）。
行うことが狙いであり、国際的
な枠組みとしては、11年にFS
B（金融安定理事會）が「Key Al-
tributes」（主要な特性）を公表
している（14、24年に改訂）。
態勢整備にメドが付いた20年

ごろからは、当局や金融機関の
間でRRPフェーズにおける訓
練（注2）の実施が重視される
ようになった。実効性向上の観
点から、整備した態勢が危機・
破綻処理時（RRPフェーズ）

あずさ監査法人
金融統轄事業部
金融アドバイザリー事業部
ディレクター

田中康浩

シニアアソシエイト

宇都健太郎

KPMGコンサルティング

マネジャー

高縁友香

解説していく。

米欧当局の厳格な監督と 金融機関の取り組み評価

にワークするか、実務部署のオペレーションが可能か、マネジメントが適切な判断を行うことができるか——などの検証が重要になっている。そうしたなか、23年には複数の米国地銀の破綻や欧州G-SIBs間の救済合併といった大型のイベントが発生し、RRPに対する注目がさらに高まっている。

こうした状況を踏まえて、以下ではRRPの態勢強化と実効性向上に向けたグローバルな流れを解説する。まず23年に金融機関の破綻や救済合併を経験した米欧当局の監督の動向についてレビューする。

米欧当局のRRPの監督は厳格である。これは、08年の金融危機において、複数の大手金融機関が破綻・救済され、金融市場に与えたインパクトが大きかったことや国民の怒りが強かったことが影響している。

米欧当局では早くからRRPの態勢整備を金融機関に要請し、評価レポートを公表している。そこで、米欧当局が24年に公表したリポートを取り上げ、監督目線や重視しているポイントを

まず米国である。連邦預金保険公社(FDIC)と連邦準備制度理事会(FRB)は24年6月に、大手金融機関8先の破綻処理計画の審査結果(注3)を公表した。その中で、4先についてRRPにおけるデリバティブの評価等で問題があると指摘し、うち1先についてはFDICが計画に「欠陥」(Deficiency)があると評価した(3先は軽微な「不備」(Shortcoming)との指摘)。

米国の大手金融機関では、数年前から訓練の実施が重視され、頻度高く(月次/四半期ベースで)、実務部署やマネジメントを巻き込みながら、グループ/グローバルベースで包括的な訓練を実施している。RRPの所管部署のみならず、リスク管理部署(データやシステム、モデル等の管理部署)や内部監査部署が関与しながら訓練を実施している点も特徴である(リスク管理部署等の関与の重要性は、

後述の英国当局による評価でも述べられている)。

こうした実情を踏まえると、前述の審査結果も、かなり高い監督目線の中での指摘であると思われるべきと思われる。米国では、金融機関の訓練と当局の監督がうまくかみ合いながら、通常業務(BAU)とRRPフェーズ双方の態勢について高度化が図られている。

次に英国では、イングランド銀行(BOE)が、22年から破綻処理可能性評価フレームワーク(Resolvability Assessment Framework=RAF)において金融機関のRRPの状況を評価している。24年8月に公表したリポート(注4)では、大手金融機関8先が評価の対象になっている。

24年のRAFでは、バリュエーション(資産・負債の再評価)や破綻時の流動性等の重要領域にフォーカスを当て、金融機関の態勢を評価している。基本的にはポジティブな評価がなされているが、いくつかの改善事項も指摘されている。具体的には、破綻処理時に活用できる

情報の質や粒度、バリュエーションにおける時間の短縮やリストラクチャリングに係る計画策定や適時の遂行能力等である。BOEもこうした重要領域において、訓練を実施しながら課題を発見し、態勢を整備・高度化していくことを金融機関に求めている。

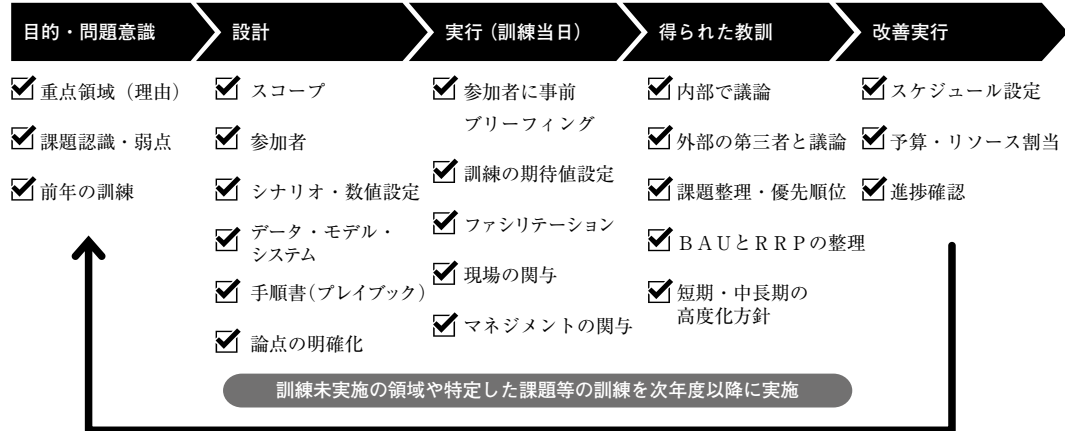
最後に欧州大陸を取り上げる。欧州大陸の破綻処理当局は欧州・単一破綻処理委員会(Single Resolution Board=SRB)である。SRBは欧州域内の大手金融機関のRRPの実効性(Resolvability Conditions)について評価を行っている。24年のSRBのリポート(注5)では、破綻時の流動性やバリュエーション等向けのMIS(経営情報システム)、組織の分離・再構築(リストラクチャリング)など、いずれの実効性についても、進捗がおおむね良好と評価している。

SRBのリポートで興味深い内容がある。今後の監督の計画として、透明性の向上や金融機関の横串を刺した監督を可能にするため標準化されたテンプレ

求められるRRPの実効性向上

〔図表1〕

訓練の実施サイクル



(出所) 筆者作成

〔図表2〕

金融庁の監督指針改正(抜粋)

Ⅲ-11-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテストイング

Ⅲ-11-8-1 意義
 秩序ある処理等の円滑な実施のためには、平時から破綻処理準備態勢等を自己検証(テストイング)することにより、破綻処理の実効性を高めることが重要である。例えば、金融機関において、再建計画の実行及び秩序ある処理等に係る手順をブレイクとして文書化したうえで、当該文書に基づく演習を実施して破綻処理準備態勢等の実行可能性を検証し、問題が認められる場合には改善していくことを通じて、継続的な高度化に取り組むことが期待されている。

Ⅲ-11-8-2 主な着眼点及び監督手法・対応
 告示に指定されたG-SIBs及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に対して、当該銀行等の金融システム上の重要性等を考慮しつつ、秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた態勢のテストイングにおいて、以下の点に留意して確認するものとする。(以下略)

(注) 下線部は筆者。

(出所) 金融庁「『主要行等向けの総合的な監督指針』の一部改正(新旧対照表)」(24年4月)

ポートを作成すること、包括的な訓練の枠組みを構築することを示している点である。包括的な訓練の枠組みについては、金融機関は「multi-annual testing programme」(複数年度にわたる訓練プログラム)に基づいて、各社共通の対応事項と固有の対応事項を設定し、当局主導の「deep-dives」(深掘り)訓練で補充されるという重層的な枠組みの模様である。また「on-site inspections」(立ち入り検査)もあり得ると明記している点は、厳格な監督であると思われる。こうしたSRBの姿勢から、訓練をとりわけ重視し、監督上のツールとして活用していく方針がうかがわれる。

訓練の重要性の高まりと本邦当局の状況

以上、米欧当局のリポートの概要から分かるのとおり、いずれの当局も訓練の実施を重視している点の特徴の一つである。そこで次に、RRPの訓練について、ベストプラクティスや本邦当局の状況を紹介する。

RRPの訓練については、前述のとおり20年前後から米欧当局や金融機関の中で本格化してきたが、早くは17、18年ごろから注目されていた。その後、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻といった大きなイベントの発生を受けて、さまざまなシナリオを想定の上、訓練を実施して危機・破綻時の態勢に係る課題を特定し、BAUを含めてリスク管理態勢を改善していくこと

がベストプラクティスとなっている（訓練のサイクルについては図表1を参照）。

本邦当局（金融庁）については、米欧の当局や金融機関の動向を参考にしながら、訓練の実施を本邦G-SIBs等の大手金融機関に対して求めてきたと思われる。そうしたなか、金融庁は24年4月に監督指針を改正し、G-SIBs等の金融機関に対して訓練の実施を明示的に要請した（図表2）。今後、本邦G-SIBs等では、監督指針の要請に従って訓練を実施し、RRPの態勢整備・高度化を図っていくことが求められる。

留意すべき 適用対象の広がり

RRPは、その趣旨からして、破綻すれば金融システムに大きな影響を与え得るG-SIBsレベルの大手金融機関が対象であった。しかし、近年、地域金融機関等に対象が広がっている。例えば米国では、RRPの対象を中小の金融機関に拡大する動きが見られている（注6）。この背景としては、23年の地銀の

破綻が影響していると思われるが、グローバルのトレンドとして意識しておく必要がある。また、ドイツではすべての銀行に再建計画の策定を求め、ドイツ当局（BaFin）が監督を行っている。その結果、RRPに係る金融機関や当局等の体制は相応の規模になっている。

本邦でも、こうした動きの端緒が見られている。例えば、24年5月に公表された国際通貨基金（IMF）のFSAP（金融セクター評価プログラム、注7）では、すべてのSIBsに破綻処理計画の策定を勧告したほか、主要行等に再建計画の策定を要請した。それを見越して、当局のリソースの拡充やスキルの向上も求めている。また、保険会社や中央清算機関といったFMI（金融市場インフラ）におけるRRP策定の重要性に触れている点も見逃せない。

なお、金融機関が新たにRRPの対象になっても、G-SIBs/D-SIBsレベルの態勢は求められないと考えるのが自然であるが、訓練の実施は検討に値する。実際、パブリック

コメントに対する金融庁の考え方（図表3）でも「RRPの対象外の金融機関でも）訓練を自主的に実施することは、リスク管理の高度化の観点から有用」との指摘がなされている。

RRPフェーズの訓練で得られた教訓を、米欧の金融機関のようにBAUのリスク管理態勢（例えば、データ集計やレポートインダの迅速化や精緻化、資本や流動性のストレステストの見直し、モデルやシステムの高度化等）の改善に生かさない手はない。RRPの対象か否か、規模が大きいか小さいか、どの業態かを問わず、訓練の実施を通じたリスク管理態勢の高度化を図ることは有益である。

（大手）金融機関

* * *

〔図表3〕 パブリックコメントに対する金融庁の考え方（抜粋）

コメントの概要	金融庁の考え方
本件は、本邦G-SIBs等が対象になると認識しているが、テストの実施については、他の金融機関（少なくとも規模の大きい地域金融機関や大手の保険会社等）も有用であると思われる。これらの金融機関に対して、テストの実施を正式に求める予定はあるか。もしくは監督指針に明記しないまでも、これらの金融機関も自主的なテストや演習を、経営陣と交えるなどして実施すべきと考えるか。	（前略）現時点において、当該破綻処理準備態勢等の整備の対象となっていない金融機関に対してその監督指針において同様の取組みを求めるものではありません。もっとも、一般論として、対象となっていない金融機関においても、危機時を想定した自己検証を行うことについては金融機関の自主性に委ねられており、同様の着眼点の下で金融機関の規模・特性に応じた取組みを行うことは、リスク管理の高度化を図る観点から有益なものと考えています。

（注） 下線部は筆者。

（出所） 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（24年4月）

が破綻することはない」「RRPはコストがかかるばかりで無駄である」「当局に言われたことだけ対応すればよい」。RRPについて、金融機関の中にはこのような意見があるかもしれない。しかし23年の米国地銀の破綻や欧州G-SIBs間の救済合併といったイベントを見て、金融機関の破綻は「今まさにそこにある現実」である。

こうした現実に直面している米欧の当局・金融機関は、RRPや訓練の重要性を認識している。欧州G-SIBs間の救済合併についても「(RRPがあっても)結局は破綻処理を行えなかった」と見るべきか、「あらかじめRRPを策定し訓練を行っていたおかげで、時間制約がある中で対応が可能になった」と見るべきか。この点は、後者が実情だろう。このときの教訓を踏まえて、当局は流動性危機等、さまざまなシナリオに柔軟に対応できる再建・破綻処理ツール・戦略を検討している(注8)。

金融危機は「手を変え品を変え」発生する。例えば、SNS

による、いわゆる「Digital Bank Run」(デジタルバンクラン)は、数年前には想定されなかったタイプの危機だろう(注9)。本邦金融機関が、さまざまな危機・破綻シナリオを想定して訓練を行い、リスク管理態勢全般の見直し・高度化につなげることで、次のストレス・危機に備えることを期待したい。

(本稿は、所属する組織の見解ではない)

(注)1 本邦では、RRPの策定はG-SIBs等の大手金融機関に求められている。

2 訓練は、テストイングやフアイアドリル、ドライランとも呼ばれるが、基本的には同じ概念である(後述の監督指針では、自己検証とも呼ばれている)。訓練の種類などは、田中・野崎

「再建計画・破綻処理計画における訓練(テストイング)実施の重要性」が詳しい。

3 FDIC/FRB “Federal Reserve Board - Agencies announce results of resolution plan review for largest and most complex banks”

4 BOE “Resolvability assessment of major UK banks: 2024 | Bank of England”

5 SRRB “Resolvability of Banking Union Banks: 2023”

9 例え、FDIC “FDIC Board of Directors Approves Final Revised Rule to Strengthen Resolution Planning for Large Banks | FDIC”やOCC “OCC Guidelines Establishing Standards for Recovery Planning by Certain Large Insured National Banks, Insured Federal Savings Associations, and Insured Federal Branches: Notice of Proposed Rulemaking | OCC”

7 IMF “Japan: Financial Sector Assessment Program - Financial System Stability Assessment”

8 例え、FSB “2023 Bank Failures: Preliminary lessons learnt for resolution - Financial Stability Board”

9 一方で、SNSは有効な危機対応ツールになり得るとの見解は興味深い。FSB “Deposit Behavior and Interest Rate and Liquidity Risks in the Financial System: Lessons

from the March 2023 banking turmoil”では、SNSは危機の引き金になり得るが、早期警戒ツールとして活用することも考えられるとの指摘がなされている。

たなか やすひろ
日本銀行等を経て、17年から現職。21年金融庁監督局に出向し、G-SIBs等の再建・破綻処理計画(RRP)の監督を担当。現在はリスク・アナリティクスチームで、主にモデル関連やRRPに関するアドバイザリー業務を提供。

うと けんたろう
大手邦銀等を経て、24年から現職。現在はリスク・アナリティクスチームで、RRP等に関するアドバイザリー業務を提供。

こうえん ゆか
大手証券会社を経て、23年から現職。証券会社では、資本政策や海外子会社管理に関するFP&A業務に従事。現在はRRP等に関するアドバイザリー業務を提供。